

スポーツ施設の営利を目的とする専用利用の施設使用料について

営利を目的とする専用利用については、大和市スポーツ施設設置条例に基づき利用料金が加算となります。

(1) 利用者が、営利を目的とし、かつ、入場料その他これらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合

ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 36倍

イ 照明設備 2倍

(2) 利用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合

ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 6倍

イ 照明設備 2倍

※営利を目的とする利用とは、利用にあたっての費用を全人数で割った以上の金額を幹事等が徴収すること等が該当します。

《営利行為とならない一例》

草柳庭球場の9時～11時を1面、4人で練習を行った。

・庭球場利用料金（市内登録）800円+ボール代800円=1,600円

1,600円÷4人=400円

1人当たり400円を徴収した。

大和スポーツセンター